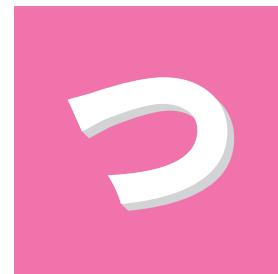




広報



ホームページ <http://www.city.fussa.tokyo.jp/>

F U S S A

平成19年(2007年)

2月15日 No. 729

発行/福生市 編集/企画財政部秘書広報課

〒197-8501 福生市本町5

☎042-551-1511 (市役所代表)

毎月1日・15日発行

人口と世帯数(平成19年2月1日)現在

区分	住民基本台帳	外国人登録	合計
男	29,783	1,093	30,876
女	29,128	1,228	30,356
計	58,911	2,321	61,232
世帯数	27,331	1,186	28,517

今号の主な記事

2面景観フォーラム 3面嘱託職員・パートタイマー募集 4面第1回定例会は2月20日(火)からです
5面4月から燃やせるごみの品目を追加 6面スポーツ施設利用 7面青少年海外派遣事業 8面保健ガイド・庁舎引越し

3月31日(土)市役所は閉庁します

ご迷惑をおかけしますが、新庁舎へ事務室を移転する作業のため、お休みさせていただきます。

みんな
ふっさじん
福生人です

「福生人」(Fussa Lovers)とは、福生を愛する情熱を持っている人のことです。「福生人」は「3つのこころ」と「3つのこころがまえ」を持っているひとのことです。

これからは、たくさんの「福生人」による行動が必要です。たくさん的人に福生を愛するようになってもらいたいと思います。

【福生人の3つのこころ】

- ①人の気持ちの大切さがわかるこころ
- ②生き物の大切さがわかるこころ
- ③地球の大切さがわかるこころ

【福生人の3つのこころがまえ】

- ①目の利益だけを考えない
- ②ゆずりあいの気持ちを持っている
- ③おだやかに話し合うことができる

福生市まちづくり景観条例が制定されました

まちづくり景観審議会委員を募集します

福生市まちづくり景観条例の施行に伴い、景観の形成に関する事項を調査し、市長の諮問に応じて審議していただきます。

まちづくり景観基本計画、提案制度による施策、景観協定の承認、景観重要資源の指定、景観の形成に阻害となる建築物及び行為、表彰や助成などに関する審議です。

募集人員市民5名、事業者2名、学識経験者3名

応募方法電話または、はがきで応募してください。はがきには住所、氏名、電話番号を記入してください。

申込み3月15日までに①197-0005福生市北田園2-5-7福生市都市建設部都市計画課☎539-0673(直通)へ。

福生市まちづくり景観条例は、平成18年7月に策定された福生市まちづくり景観基本計画の実現に向けて、市民や事業者と市が協働して積極的に景観づくりに努めるために制定するものです。条例は4月1日から施行します。

問合せ: 都市計画課都市計画担当



景観条例の概要

今後は、皆さんの意見を聞きながら、どんな援助が必要か、援助の範囲をどのようにするか、また、補助金はどのようなものを対象にするのか、金額はどのくらいでよいかなど、考えていきます。また、皆さんの近くに景観として残したい場所がある、少し手を加えれば景観として保存したいなどありましたら申請してください。

前文

私たちの暮らしを育むまち福生市は、多摩川の左岸に位置し、武蔵野の面影を残す玉川上水とその分水、里山としての雑木林を形成する2つの河岸段丘、拝島駅を要として南北に延びる国道と3本の鉄道、その5つの駅、横田基地などがあり、小さなまちとはいえ、変化に富んだ魅力を持つまちです。

しかし、急速な都市化の進展によってまちは活性化し、利便性は向上しましたが、自然や郷土意識は減少し、景観への配慮が十分ではありませんでした。

本来、良好な景観は、生活に快適さや潤いをもたらし、人は、それによって形成されるものです。

福生市に暮らす私たちは、良好な景観が市民の共

有の財産であることを自覚し、自らのまちを自らが創造するという意識で、市民、事業者、行政などまちづくりにかかわるすべての人々が、協働して、積極的に景観づくりに努めなければなりません。

目的

この条例は、福生市のまちの美観と居心地の良さを創造し、育成し、保全することを目的とし、市、市民、事業者の責務を明らかにし、景観の形成に関する必要な事項を定め、施策の総合的、計画的な推進を図り、健康で文化的な生活の創造と魅力あるまちづくりの推進に寄与することを目的としています。

協働の責務

市は、景観の形成を図るために、まちづくり景観基本計画

に基づき必要な施策を策定し、実施するよう努めます。また、市民や事業者の意見を反映させながら、活動を支援し、景観形成を図るために啓発にも努めます。

市民や事業者は、自らが景観の形成の主体であることを認識し、景観の役割を果たすよう努めるとともに、市の施策に協力します。

景観協定及び推進団体

関係権利者の総意により、一定の区域内において、景観形成に関するまちづくり景観協定の締結をすることができます。

また、景観の形成を目的として組織され、市の規則の要件に該当する団体をまちづくり景観推進団体として認定することができます。さらに市長は、景観の形成に重要な価値があると認められる

建築物などを、所有者等の承諾を得て、景観重要資源として指定できます。

景観影響行為

景観の形成に大きな影響を及ぼす開発行為や中高層住宅などの建築物等にかかる行為をしようとする場合、市長への届出が必要となります。

また、建築物や工作物及び行為で景観の形成に阻害となると認めるときは、審議会の意見を聴き協力を要請できます。指導又は要請を受けたものがそれに従わないときは、その事実を公表することができます。

表彰及び助成

市長は、景観の形成に寄与していると認められる建築物等の所有者、設計者、施工者及び景観の形成に関する運動の推進など景観の形

成に貢献しているものを表彰することができます。

また、市長は、景観重要資源の所有者や景観協定を承認されたもの及び認定された団体に対し、予算の範囲内で技術的援助や費用の一部の助成をすることができます。

景観審議会

景観の形成に関する事項について、調査及び審議をするため、福生市まちづくり景観審議会を設置します。

審議会は市長が委嘱する委員により組織され、市長の諮問に応じて調査審議し、答申します。

